

軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の採掘事業のうち石炭採掘業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ
 ○6. 資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項
 創設年度：昭和36年
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

② 現行制度の概要
 <地方税法施行令附則第10条の2の2第9項>
 9 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業
 削岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

<現行制度の概要>
 石炭の掘削事業を営む者の事業場内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき15,000円（15円/L）（※令和7年度までは32,100円（32.1円/L））の課税を免除するもの。

減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	金額（億円）	2.5億円	2.3億円	2.3億円	2.2億円	2.1億円	2.0億円	1.6億円

（出所）石炭採掘事業者ヒアリング

③ アクティビティ
 ○石炭は、化石燃料の中で最も温室効果ガス排出量が大いものの、調達に係る地政学リスクが最も低く、熱量当たりの単価が低廉であることに加え、保管が容易であることから、現状では安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源と位置づけられている。また、国内炭は地政学リスクや為替の影響に左右されず、安定的な確保が可能である。
 ○石炭掘採事業者は、掘削機械の大型化等により生産効率を上げ、軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産・供給に寄与する。

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	件数	7社	7社	7社	7社	7社	7社	7社
	適用額（億円）	2.5億円	2.3億円	2.3億円	2.2億円	2.1億円	2.0億円	1.6億円

（出所）石炭採掘事業者ヒアリング

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○免税（軽油引取税の課税免除）により、重機燃料（軽油）の実効単価が低下 ○燃料費の圧縮 → 採掘に必要なキャッシュフローを確保 ○結果として、（操業継続できる限り）国内炭の供給が維持され、特定発電所向け供給の断絶リスクが下がる
⑤ 短期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○石炭の採掘に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量トン当たりのコスト削減額（円） 目標値：前年度水準の維持（令和5年度：342円/トン） 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○計画どおりの採掘・供給 ○操業・復元工事の継続が確保される ○供給断絶・未復元放置のリスク低下
⑥ 中期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道内の石炭火力発電所における国内炭シェア率の維持 指標：国内炭シェア率(北海道内の火力発電所において使用する石炭の国内炭の割合) 目標値：年度当たり16%（R1～R5における数値を採用） 対象期間：令和6年度～令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	<ul style="list-style-type: none"> ○国内炭供給の安定化 ○国産資源の一定確保と、海外調達途絶時の緩衝材となる。 ○エネルギー基本計画（第7次）の「石炭の自主開発比率を2040年に60%」を目指す。
⑦ 長期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ○石炭の自主開発比率の維持 指標：石炭の自主開発比率 目標値：60% 対象期間：令和9年度～令和22年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
国内石炭採掘事業者への調査	より詳細な適用情報の把握が可能であるため。回収率100%（国内石炭事業者 7/7）

●分析手法：時系列比較分析
 選定理由：同一業種内で時系列的に各データを比較することで、各アウトカムに対する本措置の必要性を把握するため。

短期アウトカム分析

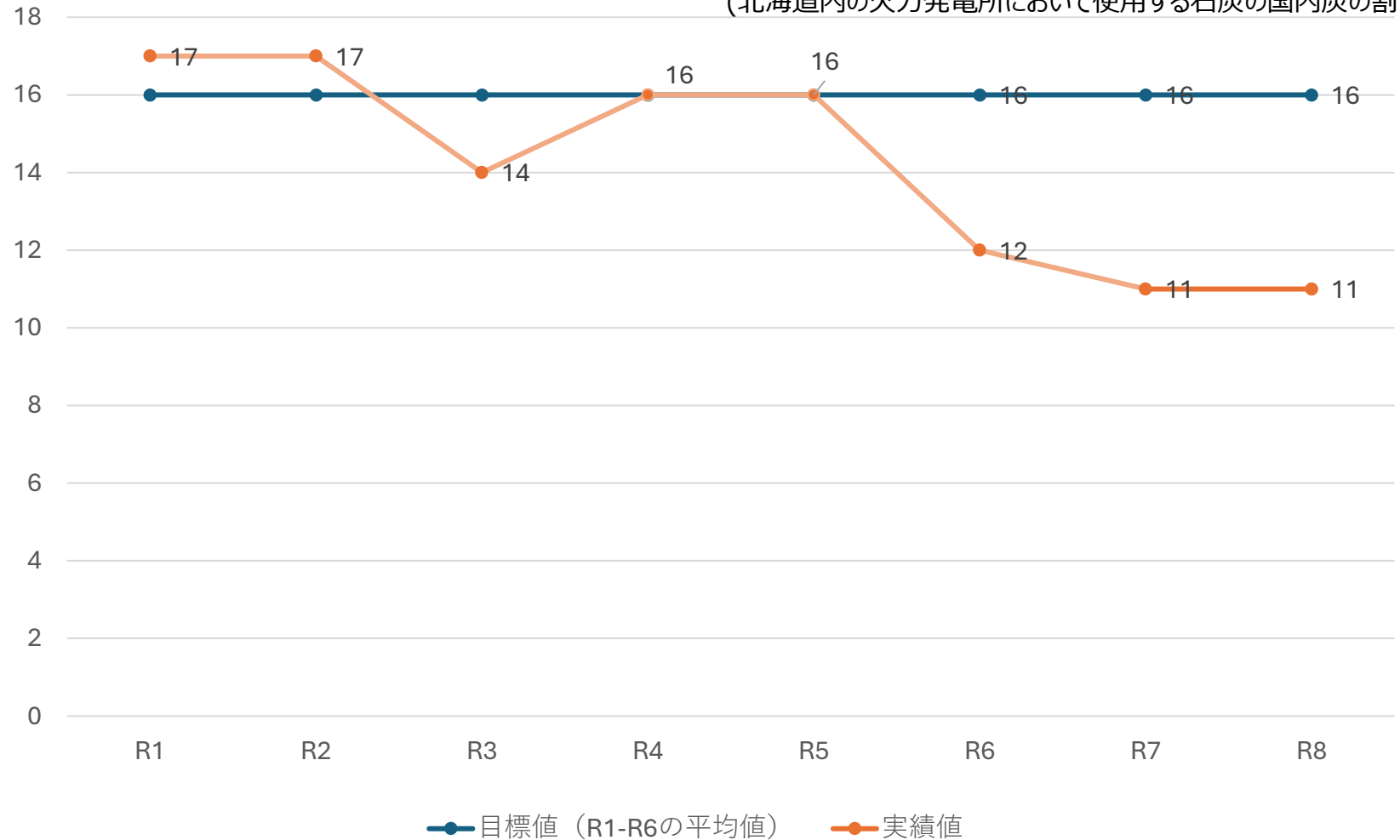
年度	R6年度
事業者数	7
免税軽油使用量 (KL)	6,087
減税額 (百万円)	195
生産量トン当たりの削減効果 (円)	396
生産量 (千t)	492

出典：国内石炭採掘事業者への調査

中期アウトカム分析

北海道内の石炭火力発電所における国内炭シェア率の維持

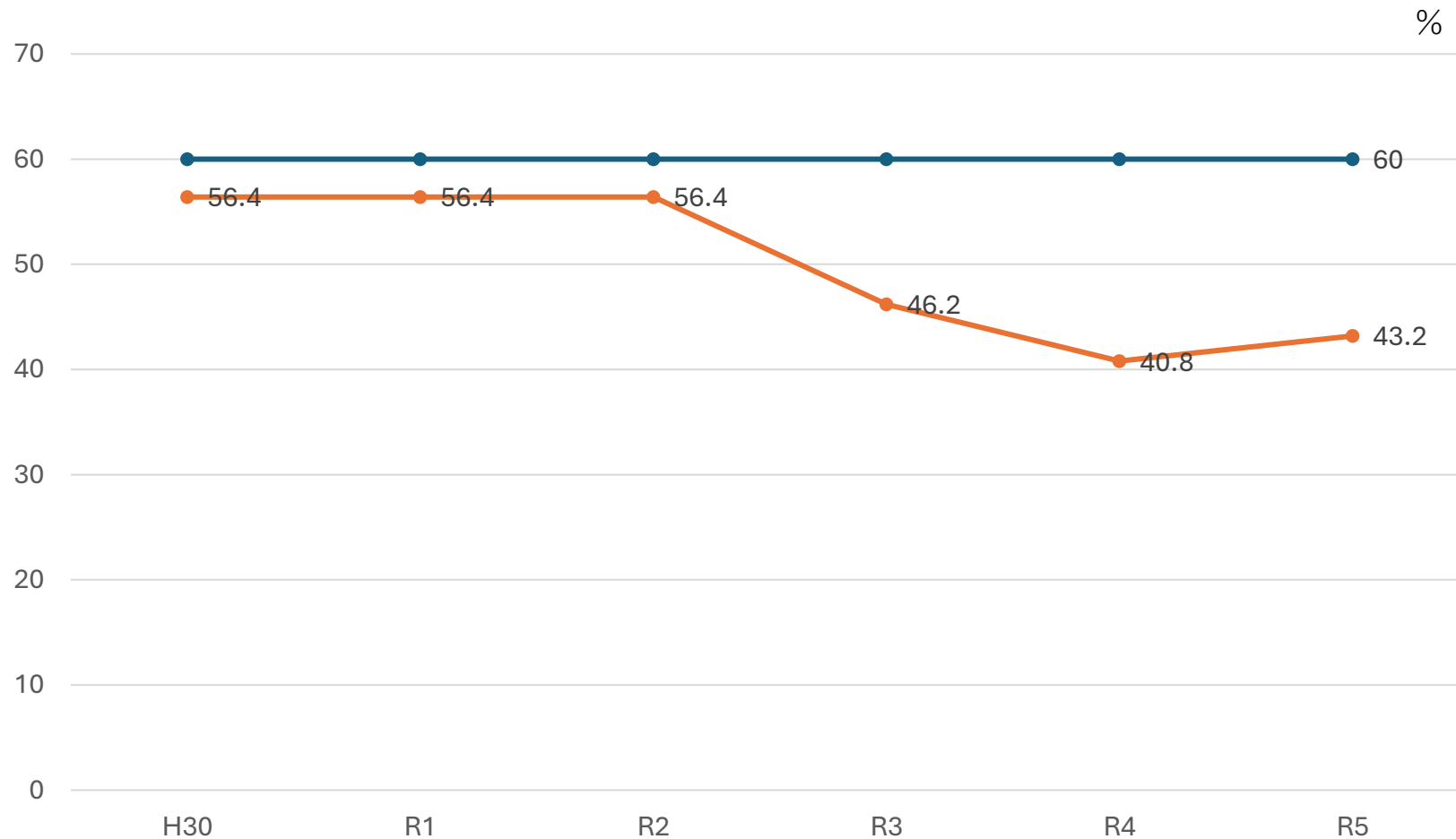
(北海道内の火力発電所において使用する石炭の国内炭の割合)



出典：国内石炭採掘事業者への調査

長期アウトカム分析

石炭の自主開発比率（2040年に60%を維持する（エネルギー基本計画））



● 目標値 ● 実績値

出典：エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書）

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○石炭の掘採に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりのコスト削減額 目標値：前年同水準（R5年度：342円/トン）の維持 対象期間：R6年度 【達成状況】 令和6年度：396円/トン</p>	<p>○北海道内の石炭火力発電所における国内炭シェア率の維持 指標：国内炭シェア率(北海道内の火力発電所において使用する石炭の国内炭の割合) 目標値：年度当たり16%（R1～R5における数値を採用） 対象期間：令和6年度～令和8年度 【達成状況】 R6～R8年度（平均）：11%（見込み）</p>	<p>○石炭の自主開発比率の維持 指標：石炭の自主開発比率 目標値：60% 対象期間：令和9年度～令和22年度 【参考値】 令和5年度：43.2% エネルギー白書2025（P22）： https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2025/pdf/2_1.pdf</p>
② 達成できていない場合の要因	○	<p>○道内の石炭火力発電所の1つである「砂川発電所」(国内炭を主に使用)が、令和9年3月末で廃止予定であり、R1-R5の平均値を採用した目標値の達成が困難になると想定される。</p>	<p>○我が国は石炭のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、国際市場やサプライチェーンの変化の影響を受けやすい構造にある中で、脱炭素化の進展に伴う化石燃料分野への投資抑制等の一般炭の調達環境の変化に伴い、石炭の自主開発比率は低下傾向にあるものの、国内炭の生産及び火力発電所等への安定供給を維持しつつ、日本企業の海外炭権益の確保を進めることにより、2040年の自主開発比率60%の達成を目指す。</p>
③ 政策効果等	○事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点から石炭の安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの、燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられる。		
⑤ 見直しの方向性	○国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため延長を検討。		

主担当部局：資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課 石炭政策室
 共管担当部局：経済産業省 製造産業局 鉱物課、素材産業課